

# 日本ボーイスカウト沖縄県連盟 与那原第1団育成会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本ボーイスカウト沖縄県連盟与那原第1団育成会と称する。
- 第2条 本会の本部は、ボーイスカウト与那原第1団団委員長宅（与那原町字与那原2915番地の2）におく。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、ボーイスカウト日本連盟規約並びに沖縄県連盟規約に従い、ボーイスカウト与那原第1団を育成し、その財政及び諸活動の育成にあたり、地域の青少年の人格の形成、心身の鍛練並びに社会教育を推進することを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. ボーイスカウト運動に必要な活動場所と施設の提供又は確保。
  2. 同運動に必要な需品の調達とその保管。
  3. 団財政に対する助成。
  4. ボーイスカウト運動の啓蒙、宣伝。
  5. 地域社会への協力と同一目的の青少年団体との協調。
  6. その他、ボーイスカウト与那原第1団の存続を維持し、上記目的を達成するに必要なあらゆる事業。

## 第3章 資 金

- 第5条 本会の事業運営に要する経費は会費、賛助会費、寄付金その他の収入をもって、これを支弁する。
- 第6条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、役員会に図って後、総会に報告する。
- 第7条 本会の収入は、ボーイスカウト与那原第1団への助成金とする。
- 第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第 4 章 会 員

- 第 9 条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 一般会員 スカウトの保護者で構成する。
  2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの。
  3. 名誉会員 本会の発展育成に特に功労があり、役員会で承認された者。(顧問)

## 第 5 章 役 員

- 第10条 本会には次の役員をおく。
1. 会 長 1 人
  2. 副 会 長 1 人
  3. 理 事 若干名
  4. 監 事 1 人
- 第11条 役員は総会でこれを承認する。
- 第12条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第13条 役員補欠は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 役員は任期満了にあっても後任者が就任するまではその職務を継続する。

## 第 6 章 会 議

- 第15条 総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が召集することができる。
- 第16条 総会及び臨時総会の定数は過半数とし、その決議は多数決とする。ただし、委任状はこれを出席とみなす。
- 第17条 役員会は必要に応じて会長が召集し、過半数をもって定足数とし、その決議は多数決とする。

## 第 7 章 団委員会との協調

- 第18条 本会は、第2章の目的遂行のために団委員会と緊密な連絡を保ち、団の育成にあらゆる協力を行わなければならない。
- 第19条 本会は、団委員会から団運営に関する各般の報告を受けることができる。

## 第 8 章 団 委 員 会

第20条 本会は、ボーイスカウト日本連盟規約第4 1 2条及び第4 1 3条に従って団委員会を組織し、ボーイスカウト運動の目的達成に当たらねばならない。

## 第 9 章 日本連盟規約及び沖縄県連盟規約の遵守

第21条 本会はその運営にあたり、ボーイスカウト日本連盟規約及び沖縄県連盟規約を遵守し、その運営においてはこれらの規約を準用する。

## 第 10 章 会 費

第22条 育成会費

本会会員の負担する育成会費は、次の通りとする。

- |             |    |           |
|-------------|----|-----------|
| 1. 一般会員（父母） | 年額 | 12,000円   |
| 2. 賛助会員     | 年額 | 1,000円以上  |
| 3. 名誉会員     | 年額 | 10,000円以上 |

## 第 11 章 細 則

第23条 本会は、会の運営上必要な細則を役員会の同意を得て、別に定めることができる。

## 第 12 章 会 則 の 改 廃

第24条 この会則は、総会の3分の2以上の同意をもって改廃することができる。

第25条 本会の解散に伴う残余財産は、総会の決議を経て、本会と目的を一にする他の公益事業団体に寄付するものとする。

附 則

本会則は、平成5年4月1日をもって適用する。

**ボーイスカウト与那原第1団団委員会細則**  
(与那原第1団育成会会則 第11章第23条の規定による細則)

(団委員会)

第1条 団委員会は、次の役員をもって構成する。

団委員長	1名
副団委員長	2名
団委員	若干名
書記	1名
会計	1名

- 2 団委員の任期は1年とし、毎年団登録時に選任される。
- 3 団委員の構成、任務、その他の役員の任務等は、すべて日本連盟規約に準ずる。

(団財政)

第2条 団の運営資金は、育成会からの助成金、寄付金、資金活動による収入等によってこれを支弁する。

- 2 スカウトが負担する諸費用は別表1の通りとする。

**別表 1**

諸経費詳細

(ボーイスカウト与那原第1団)

1. スカウト登録費内訳	
ボーイスカウト日本連盟登録費	1, 500円
ボーイスカウト沖縄県連盟登録費	2, 500円
スポーツ安全保険 (中学生以下)	600円
スポーツ安全保険 (高校生以上)	1, 600円
中学生以下 計	4, 600円
高校生以上 計	5, 600円
※スポーツ安全保険 (高校生以上) はスポーツ活動、スポーツ活動の指導時も適用可	
2. ボーイスカウト与那原第1団育成会費 (1世帯につき)	
1, 000円 × 12ヶ月	12, 000円
3. 各隊活動費 (スカウト1人につき)	
ビーバー隊 年間活動費 (300円/月)	3, 600円
カブ隊 " (500円/月)	6, 000円
ボーイ隊 " ( " )	6, 000円
ベンチャー隊 " ( " )	6, 000円
4. 入団費 (新規入団スカウト1人につき)	
	3, 000円
<b>&lt;備 考&gt;</b>	
□ 育成会費について	
○1世帯月1, 000円となっています、2人目以降は0円です。	
○納入については、原則、上位の隊で納入してください。	
□ 途中登録時の諸経費について	
○スポーツ安全保険は年度中途から加入しても金額は変わりません。	
○育成会費、各隊の活動費については未登録月は控除します。	
□ スカウト登録費について	
○年間登録手続きは、毎年3月に行われ4月からの登録となります。	
○年間とは4月から翌年の3月までの12ヶ月間をいいます。	
○年間登録費 (保険含む) は一括して年間分を納入していただきます。	
中途の脱退時には、 <u>返還できません</u> のでご了承ください。	
□ 分割納入について	
○育成会費、活動費については上半期 (4月～9月)、下半期 (10月～3月) の2回に分割して納入することができます。納入時期は3月と9月になります。	